

2019年度 地方と東京圏の大学生対流促進事業 審査要領

「2019年度 地方と東京圏の大学生対流促進事業」の審査は、この審査要領により行うものとする。

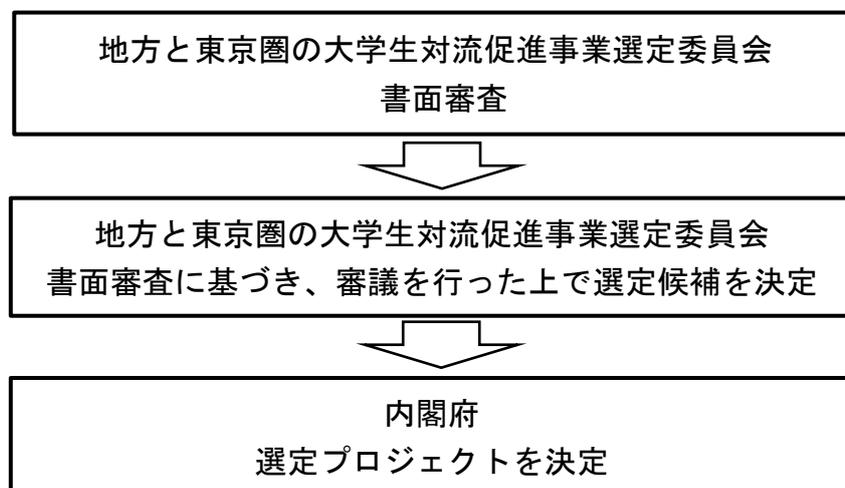
I. 審査方法

1. 審査体制

- (1) 内閣府に「地方と東京圏の大学生対流促進事業選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。
- (2) 内閣府において、大学の教育研究活動や運営、地方行政、地域産業等に知見を有する委員を選定し、委員長は内閣府が指名する。

2. 審査方法

- (1) 委員による書面審査を実施する。
- (2) 委員会は、委員による書面審査の結果等を基に審議をした上で総合評価を行い、選定候補を選定する。その際、委員会は、必要があると認められる場合は、プロジェクトの内容の妥当性や実現可能性等を確認するために、面接審査を実施することとする。
- (3) 委員会は、選定候補を選定後、必要が生じた場合、申請のあったプロジェクトの中から補正された計画について書面審査及びその結果に基づく総合評価を行い、追加選定候補を決定することができることとする。
- (4) 内閣府は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。



Ⅱ. 審査方法

評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

1. 評価項目

次の①～⑤に該当しない取組のなかで、(1)～(8)の観点で評価を行い、採択先を決定する。

- ①申請資格を満たしていない場合
- ②「(9) 補助金の使途等」の事項に反している場合
- ③既存の取組と全く同じ取組のみ行っていると考えられる場合
- ④プログラム参加者見込みが初年度においては10名以下、2年目以降は各年30名以下（長期・短期プログラムの合計）など取組の規模が非常に小さい場合
- ⑤長期プログラムの期間が2年目以降であっても3週間程度にとどまる場合や取得見込み単位数が非常に少ない場合

(1) プロジェクトの目標

- ・地方へのひとの流れを作る取組として有意義な内容となっているか。特に東京圏の学生が地方の魅力等を経験できる取組となっているか。
- ・参加学生の見込み数が経費と比べて妥当であるか。
- ・プロジェクトの目標として、共通な目標値に関して適切な内容となっているか。また、共通の目標値以外にも妥当かつ意欲的な目標が設定されているか。
- ・これまでの取組をさらに発展する取組内容・目標となっているか。
- ・事業の目標を達成できる方策が取られているか。
- ・地方へのひとの流れを作る取組として費用対効果の高いプロジェクトとなっているか。

(2) プロジェクトの実施基盤

- ・プロジェクトを実施するに当たって、これまで関連する取組に関する実績や体制が存在しているか。

(3) 教育内容（授業科目等）及び教育方法

- ・東京圏の大学に在学する学生向けの長期プログラムについて、地方へのひとの流れを作る取組として必要なカリキュラムが盛り込まれているか。また、地域と協働した科目が置かれているか。
- ・地方圏の大学に在学する学生向けの長期プログラムについて、東京圏での学

修が地元に戻った際にどのように活用されるのか明確となっているか。

- ・東京圏の大学に在学する学生向けの短期プログラムについて、単なる見学ではなく、学生が地域の課題等の解決に関して思考する内容となっているか。
- ・プログラム全体として、学生が地域について十分に学べるように工夫された取組となっているか。
- ・プログラムの内容が教育的効果をあげるものとなっているか。
- ・長期プログラムが地域について学修するために適正な期間であるか。

(4) 学生への支援

- ・プログラムの実施に当たって、学生の宿泊先の斡旋(あっせん)や日常生活に関するアドバイス等を行う体制や取組について明確になっているか。
- ・学生が他地域で生活する際に特に支障がないようにサポートできているか(特に、東京圏の学生が地方圏の大学で学ぶ場合)。
- ・参加者の学修効果等がどのように上がっているかを分析し、学生にフィードバックをすること。
- ・学生への学修面での支援や生活面での支援に関して、地方圏の地方公共団体等などが協力するなど、大学以外の支援体制が整備されているか。
- ・関心がある学生にアプローチする方策を構築するなど、参加学生を増加させるための取組を行っているか。

(5) プロジェクトの実施体制の整備

- ・大学だけでなく、地方圏の地方公共団体や産業界等も十分に協力した取組となっているか。特にプロジェクトの実施内容に関して、地方圏の地方公共団体が自身の計画にその内容を盛り込むなど、重要な事業として実施しているか。
- ・プロジェクト協働体制が一体となって取り組むために、協定・対話の場を設定するなど、計画が組織的・実質的なものとなっているか。特に、地方版総合戦略等に位置づけること(例えば、具体的なKPIの設定など)や、協定書等を締結するなど、地方公共団体と組織的に連携しながら、プロジェクトを構築しているか。
- ・プロジェクト責任大学及び協働大学のそれぞれにおいて、効果的にプロジェクトを実施するための体制を構築しているか。また、関係する教員等に対するファカルティ・デベロップメントを実施しているか。
- ・プロジェクト協働体制の各主体の連携体制を構築するよう適切なコーディネーターが配置されているか。
- ・プログラムの中核となる授業科目等を担当する教員や地域の支援等の体制

が適切かどうか。

- ・費用面から効率的な実施体制となっているか。経費の妥当性、不可欠性等の観点から、過大な経費が使われていないか。
- ・各主体の責任者がしっかりと関与した取組となっているか。
- ・評価指標の判断や達成状況等を把握する仕組みがプロジェクトの実施体制に組み込まれているか。
- ・地方圏の地方公共団体や企業との連携を強化していくための計画が策定されているか。また、実効性のある計画となっているか。

(6) プロジェクトの実実施計画（補助期間終了後の取組を含む）

- ・補助期間終了後も含めた計画が明確かつ実現可能なものとなっているか。特に、補助期間終了後も引き続き東京圏の学生が地方圏で学ぶことができる体制が構築できているか。
- ・プロジェクト協働体制内の地方公共団体や企業等が実施する内容が明確になっているか。
- ・実施計画がプロジェクトを実施するにあたって効果的なものとなっているか。
- ・補助期間終了後の取組が明確に示され、プロジェクトの継続性が担保されているか。特に補助期間終了後に地方公共団体がどのような支援を行う予定となっているか。
- ・補助期間終了後において、地方公共団体または産業界からの資金的或いは人的援助が得られることとなっているか。

(7) 補助対象外事業での特筆すべき取組

- ・補助対象のプロジェクトの事業内容とは別に、学生の交流等とあわせて、地方公共団体の地域活性化の取組に大学が組織的に協力する体制を構築するなど、プロジェクトをきっかけに地方創生の取組が相乗的に進む取組があるか。

(8) プロジェクトの実施を通して生まれるシナジー効果

- ・地方と東京圏の大学の連携や異なる学部の融合等、プロジェクトの実施を通して生まれるシナジー効果が具体的かつ効果的なものとなっているか。

(9) 補助金の使途等【内閣府において確認】

- ・他の補助金との重複関係がないか。
- ・申請経費の内容は不透明なものとなっていないか。

- ・経費の使途が著しく不適切でないか。

2. 審査基準

(1) 書面審査

- ①書面審査は、委員が1. ③～⑤の適否を判断し、さらに1. 評価項目(1)～(7)ごとに5段階の区分により判断することとする。なお、1. ①・②の適否は内閣府において調査し、その結果を委員に報告することとする。

区 分	評 価
s (5点)	非常に優れている
a (4点)	優れている
b (3点)	やや優れている
c (2点)	妥当である
d (1点)	やや不十分である
e (0点)	不十分である

- ②評価項目ごとの評価の重み付け等は別紙のとおりとする。
- ③書面審査の所見は、委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。
- ④特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。

(2) 委員会審査

- ①委員会においては、書面審査の結果を踏まえ、採択候補を選定することとする。また、予算等の状況で採択することが可能な場合に、採択しても良い次点の候補を選定することもできる。
- ②必要な場合は、委員会審査に先立ち面接審査を実施することができる。その場合、判断区分や実施方法については委員会において決定する。

Ⅲ. その他

1. 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱い

- ①委員会の会議及び会議資料は、原則非公開とする。
- ②選定された事業は、内閣府のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

委員会の委員の氏名は当該年度の最終採択後公表することとする。

2. 利害関係者の排除

申請に関係する委員は、関係大学の審査を行わないものとする。

利害関係者とみなされる場合の例としては、委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請を想定している。

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該プロジェクトについての審査・評価を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないものとする。

3. 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- ①審査の過程で知り得た個人情報及び審査の内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ②委員として取得した情報(申請書等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- ③審査資料等は、事業の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

(別紙)

2019年度 地方と東京圏の大学生対流促進事業 書面審査の評点の取扱いについて

「2019年度 地方と東京圏の大学生対流促進事業 審査要領」に基づく、書面審査における評点の取扱いについては、以下のとおりとする。

【評点の考え方】

- 各評価項目に付す評価（s～e）の配分については、委員会においてその割合の目安を決定する。

- 各評価項目については、その重要性に鑑み、項目毎に係数をかけて重み付けをする。

【100点満点】

評価項目	係数	s (5点)	a (4点)	b (3点)	c (2点)	d (1点)	e (0点)
1. プロジェクトの目標	4.0	20	16	12	8	4	0
2. プロジェクトの実施基盤	1.0	5	4	3	2	1	0
3. 教育内容（授業科目等）及び教育方法	5.0	25	20	15	10	5	0
4. 学生への支援	3.0	15	12	9	6	3	0
5. プロジェクトの実施体制の整備	3.0	15	12	9	6	3	0
6. プロジェクトの計画（補助期間終了後の取組を含む）	3.0	15	12	9	6	3	0
7. 補助対象外事業での特筆すべき取組	1.0	5	4	3	2	1	0